

浜保保生第5075号
平成16年2月19日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
理事長 横田克巳 様

浜松市保健所長 西原 信彦
(公印省略)

「保健所についての要望」について (回答)

2004年1月19日付けによる照会については、別紙のとおりです。

保健所生活衛生課
住居衛生グループ
TEL : 053-453-6112

「シックハウス症候群」について浜松市の対応

・基本方針

公共施設における設計、施行及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、施設を利用する市民及び従事する者への健康への配慮に心掛け、シックハウス症候群による健康被害の防止を図る。

・基本方針に基づいての対策

「公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドライン」を作成し、平成15年4月1日から施行しています。(別添資料参照)

・職員等への知識普及

庁内ネットワークシステム内に上記ガイドラインを格納しており、全職員は各自の端末機で上記「ガイドライン」を見ることができ、知識を得ることが可能であります。

・市民への広報

浜松市ホームページにシックハウスについて掲載。

・研究会等の設置

関係課による「公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドラインに関する研究会」を設置し、シックハウスについて調査研究を行っています。

・要望について

貴化学物質過敏症支援センター様からのご要望につきましては、全庁の取り組みとして努力していく所存です。

公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドライン

平成15年4月1日

浜 松 市

公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドライン

第1 目的

本市の公共施設における設計・施工及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、施設を利用する市民及び従事する者の健康への配慮に心掛け、シックハウス症候群による健康被害の防止を図るものとする。

第2 公共施設の責務

公共施設の管理者等は利用者・従事者からの相談に積極的に応じ、常日頃から健康への影響の把握に努め、市民が安心して利用できる施設とすること。

第3 新築等の設計等

公共施設の新築、改築等の設計、施工の仕様、発注にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 建材・施工材は、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）などを参考に、ホルムアルデヒド等の化学物質（以下「化学物質」という。）の放散防止に配慮されたものを選定する。

なお、接着剤、塗料においてもこれに準じた仕様とする。

- 2 工事の発注にあたり、施工完了後の引渡し前に化学物質の室内濃度測定の結果（以下「測定結果」という。）が、厚生労働省による室内空气中化学物質の室内濃度指針値（以下「指針値」という。）を下回っていることの確認をする旨の仕様とする。
- 3 備品・調度品についても同様に化学物質の放散防止に配慮されたものを選定する。（別表参照）

第4 施工完了後の引渡し

公共施設の新築、改築等の施工完了後の引渡しにあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 引渡し前の測定結果により指針値を下回っていることを確認する。
- 2 引渡し前の測定結果が指針値を上回った場合は、強制換気の繰り返しによる放散の促進による濃度低下に努め、必要に応じて発生源の撤去又は交換、吸着剤の使用その他強制的な除去措置をとった後、再度測定し指針値を下回っていることの確認をする。

第5 使用開始直後における措置

公共施設の新築、改築、模様替え等の使用開始直後にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 新築、改築、模様替え等の後は、当分の間、窓を開け室内ドアなども開放し、自然換気を積極的に取り入れる。
- 2 夏場など高温で湿度の高い時期は、建材・施工材からの化学物質の放散が促進されるので、換気回数に配慮する。
- 3 部屋に入った時、臭いがする、目がチカチカするなど気付いたときは、さらに換気に心掛ける。

第6 日常使用

公共施設の日常使用にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 窓を開放し、できるだけ自然換気を取り入れる。
- 2 給気口がある場合は、できるだけ開放状態にする。
- 3 室内ドアは開放し、空気の流れを確保する。
- 4 部屋の窓を締め切っているときは、換気扇を時々運転する。
- 5 数日間にわたって部屋を締め切った後（月曜日等）は、特に換気に留意する。
- 6 建材・施工材以外にも化学物質による室内空気汚染源となる可能性のあるものがあるので、家具等を持ち込んだり、ワックス、芳香剤等を使用する場合は、それらの特性を調べるなど特に注意を要する。なお、揮発性有機化合物（特にホルムアルデヒド）は、放散後に移染、吸着することがある。（別表参照）
- 7 保育園・小中学校等は、ワックス・ゴキブリ駆除剤の使用、芳香剤の選択等についての対策を重視する。特にワックスについては、その必要性、施工時期、ワックスの種類による影響等を再検討する。また、ワックスがけ、ゴキブリ駆除、シロアリ防除、樹木消毒の実施にあたっては、その施工時期をあらかじめ生徒及び父母等に確実に周知する。

第7 法令等の遵守

次の法令等の対象施設にあつては、その基準等を遵守すること。

- 1 建築基準法による居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置
- 2 学校環境衛生の基準による定期及び臨時の検査
- 3 公営住宅等整備基準による化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして国土交通大臣が定める措置
- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理基準
- 5 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン

第8 職員等の研修

公共施設の管理者等は、新築、改築、模様替え等を行ってから当分の間、当該施設の管理担当者等に対し、次の事項について研修を実施するように努めること。

- 1 シックハウス症候群の概要及びその症状
- 2 シックハウス症候群の原因物質（室内空気中化学物質）の性状及び健康への影響
- 3 換気の励行とその効果
- 4 施設の利用者等への協力依頼

第9 化学物質の放散が疑われる場合の措置

公共施設の管理者等は、当該施設において化学物質の放散が疑われる場合には、化学物質の室内濃度測定を実施するほか、必要に応じて施設を利用する市民及び従事する者の健康調査を行い、原因の究明及びその対策に努めること。

なお、化学物質の室内濃度を測定し指針値を上回った場合は、強制換気の繰り返しによる放散の促進による濃度低下に努め、必要に応じて発生源の撤去又は交換、吸着剤の使用その他強

制的な除去措置をとること。

また、シックハウス症候群が疑われる症状の訴えがあった場合には、関係各課との連絡・調整を図るとともに、症状を訴えた者に対し医療機関への受診を促すこと。

第10 相談窓口の設置

公共施設の管理者等が当該施設におけるシックハウス症候群の発生子防のため必要な相談の窓口は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 健康に配慮した施設の設計・施工に関する事項 | 公共建築課・建築指導課・住宅施策課 |
| 2 建材に関する事項 | 公共建築課・建築指導課・住宅施策課 |
| 3 健康に配慮した備品等に関する事項 | 調達課 |
| 4 健康に関する事項 | 健康増進課・保健予防課 |
| 5 化学物質の室内濃度測定に関する事項 | 保健環境研究所 |
| 6 職員等の研修に関する事項 | 保健環境研究所 |
| 7 室内空気化学物質に関する事項 | 生活衛生課 |

第11 施行日

このガイドラインは、平成15年4月1日から施行する。

別表

用途名	可能性のある化学物質名など
接着剤	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、可塑剤など
壁紙（クロス）	可塑剤など
塗料（ペンキ）	トルエン、キシレンなど
畳	有機リン系殺虫剤
家具	ホルムアルデヒドなど
断熱材（グラスウール）	ホルムアルデヒドなど
合板など	ホルムアルデヒドなど
木質複合フローリング	ホルムアルデヒドなど
木材保存剤	有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤など
シロアリ駆除剤	有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤など
石油ストーブ	一酸化炭素、二酸化炭素など

※ 以上の他にも衣料用防虫剤、家庭用殺虫剤、洗剤・洗淨剤、化粧品、香水、シャンプー、ヘアスプレー、ワックス、芳香剤などがある。
なお、可塑剤の主なものとしては、フタル酸エステル類などがある。

資 料

- I シックハウス症候群とは？
- II 厚生労働省による室内空气中化学物質の室内濃度指針値
- III—ホルムアルデヒド放散量の基準（更新中）
- IV—公共施設の設計における仕様（ ）
- V 室内空气中化学物質の濃度測定機関等
- VI 職域における屋内空气中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン
- VII 浜松市公共施設特定建築物一覧表
- VIII 市民等からの住宅の室内空気汚染に関する相談窓口

※ この「公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドライン」資料については、「公共建築課公開キャビネット」上において随時内容を更新しますので、参考にする場合は最新のものをご利用されるようにお願いします。

I シックハウス症候群とは？

新築、改築後の建物などでは、建物の高气密化や化学物質を放散する建材・内装等の使用による室内空気の汚染等により、さまざまな体調不良が生じているといった訴えが報告されています。その症状は多様で目や喉の痛み、頭痛、めまい、吐き気などが主なもので、「住まい」が原因で引き起こされる疾患が「シックハウス症候群」なのです。

なおシックハウス症候群については、「生活インデックス」にも掲載されています。

(浜松市ホームページ→生活インデックス→暮らす→衛生→浜松市保健環境研究所)

II 厚生労働省による室内空気中化学物質の室内濃度指針値

平成14年2月7日 現在

	揮発性有機化合物	室内濃度指針値	主な用途
1	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)	合板、壁紙、接着剤のり等の防霉剤
2	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)	接着剤、塗料 ワックス溶剤
3	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)	接着剤、塗料 ワックス溶剤
4	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	防虫剤、トイレ芳香剤
5	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)	塗料、接着剤
6	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)	発砲スチロール（断熱剤）
7	クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppb) 但し、少児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007 ppb)	シロアリ駆除剤
8	フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)	塗料、接着剤等の可塑剤
9	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	塗料
10	フタル酸ジ-2-エチル ヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb)	壁紙、床材等の可塑剤
11	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppb)	殺虫剤
12	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03 ppm)	接着剤、のり等の防霉剤
13	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8 ppb)	シロアリ駆除剤

V 室内空气中化学物質の濃度測定機関等

1 測定機関名簿

名 称	所在地	連絡先
富士電化環境センター㈱	湖西市鷺津2281番地	053-576-1713
(社)静岡県産業環境センター	浜松市篠ヶ瀬町987番地	053-463-3420
日本総研㈱	浜松市西島町1622番地	053-425-7531
㈱静環検査センター	浜松市上西町48番地の1	053-468-7477
㈱サンコー分析センター	浜松市下江町604番地の1	053-426-0731

2 簡易測定器（検知管）による測定

保健環境研究所・教育委員会学校教育部総務課及び公共建築課には、簡易測定器が備えられている。なお、簡易測定器によって測定した結果については、検知管の写真を添えて記録を保存しておくこと。

VI 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン（抜粋）

（平成14年3月15日 厚生労働省労働基準局）

事業者が講ずべき措置

事業者は、職域における屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度を0.08ppm以下とし、ホルムアルデヒドによる労働者の健康リスクの低減を図るため、以下の措置を講ずるよう努めること。（中略）

（1）濃度の測定

職域において屋内空気中にホルムアルデヒド蒸気が発散しているおそれがある場合は、別紙に定めるところにより、空気中のホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

屋内空気中にホルムアルデヒド蒸気が発散しているおそれがある場合としては、以下のような場合がある。

ア 目、鼻、のど等への刺激を感じる者がいる。

イ ホルムアルデヒド蒸気を多く発散すると考えられる建材、家具等が多く使用されている。

ウ 屋内の換気が不十分である。

なお、一般の事務所等におけるホルムアルデヒド蒸気の出発源としては、合板、繊維板等の建材、オフィス家具、カーペット等に使用されているホルムアルデヒドを含有する接着剤、防腐剤等がある。

（2）濃度低減のための措置

上記（1）の結果、屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度が0.08ppmを超える場合には、次に掲げる措置のうち、当該作業場において有効な措置を講ずることにより、当該濃度を超えないようにすること。

ア 換気装置の設置又は増設

イ 継続的な換気の励行

ウ 発散源となっている合板、繊維板等の建材、オフィス家具、カーペット等の撤去又は交換

エ 発散源のコーティング等の封じ込め措置又は有効な吸着剤等の使用

（3）就業上の措置

シックハウス症候群に関連した症状を訴える労働者に対しては、産業医等の意見に基づき、就業場所の変更等の必要な措置を講ずること。この場合、必要に応じシックハウス症候群について詳しい医師、医療機関等の意見を参考にすること。

（4）相談支援体制の活用

本指針に基づく措置を実施しようとする事業者への支援のため、中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンターにおいては、職域における屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度の測定及び濃度の低減のための措置に関する相談に応じることとしており、また、労働福祉事業団の東京労災病院（産業中毒センター）及び都道府県産業保健推進センターにおいては、産業医、衛生管理者等からの相談に応じることとしているので、これらの相談支援体制を積極的に活用すること。

Ⅶ 浜松市公共施設特定建築物一覧表

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条該当施設 (平成14年9月現在)

浜松市役所	浜松市勤労会館
浜松市教育文化会館	浜松市可美公園総合センター
浜松市オートレース場メインスタンド	浜松市科学館
浜松市オートレース場第5スタンド	浜松市文化コミュニティセンター
浜松市総合産業展示館	浜松アリーナ
浜松市青年女性センター	フォルテ
浜松市体育館	浜松市消防本部
浜松市中央卸売市場	国民宿舎浜名湖かんざんじ荘
浜松市博物館	浜松市立高等学校
浜松市営球場	アクトシティ浜松大ホール
サンビーチ浜松	浜松市楽器博物館
浜松市中央図書館	浜松市地域情報センター
浜松市福祉文化会館	浜松市立上島小学校

(参考)

<p>○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)抜粋</p> <p>第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。</p> <p>第5条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章並びに第13条第2項及び第3項において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)抜粋</p> <p>第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が3,000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。</p> <p>一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</p> <p>二 店舗又は事務所</p> <p>三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校(研修所を含む。)</p> <p>四 旅館</p>

Ⅷ 市民等からの住宅の室内空気汚染に関する相談窓口

「静岡県都市住宅部住まいづくり室 発行 冊子より」

健康への影響に関する相談 保健福祉部 健康増進課 生活衛生課
健康に配慮した住宅の建て方 建築・住宅部 建築指導課